

医人 第 233号
令和6年6月28日

各病院長 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
千野 正弘（公印省略）

令和7年度における埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金の
交付希望について（照会）

当県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この補助金は、医療機関が看護職員の就労環境の改善を図るために実施する施設整備事業に対して県がその経費の一部を補助するもので、事業実施の前年度に希望を把握しています。

つきましては、令和7年度に補助金の交付を希望される場合は、下記により「所要額調書」を提出していただきますようお願いいたします。

予算確保が厳しい状況であるため、補助対象事業は、病院内保育所施設整備事業のみとさせていただきます。

予算が確保できない場合は、補助金を交付することができませんので、所要額調書の提出により補助金の交付が確約されるものではない旨申し添えます。

交付を希望されない場合は回答不要です。

また、令和8年度以降の事業の実施については未定です。

記

1 令和7年度埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金の概要（予定）
別紙1のとおり

2 提出書類

別添「所要額調書」

※ 様式は、埼玉県ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/rishokuboushi.html>

※ 後日「事業計画書」を提出していただきますが、今回は不要です。

事業計画書は、整備計画の詳細、業務改善等の取組、整備の必要性等の記載のほか、設計図、見積書（積算書）、敷地の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し等を添付していただきます。

3 提出期限

令和6年8月2日（金）（厳守）

4 提出方法

電子データを5の電子メールアドレス宛てに提出

5 提出先及び連絡先

埼玉県保健医療部医療人材課 看護・医療人材担当 鈴木

TEL 048(830)3543

FAX 048(830)4802

電子メールアドレス：a3560-01@pref.saitama.lg.jp

件名は「貴病院名＋令和7年度埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金」としてください。

6 留意事項

- (1) 補助金の予算が確保できない場合は、計画内容が整っていても採択することができません。
- (2) 県から補助金交付の内示が出るまでは、当該補助金を財源とした事業（請負業者の選定や契約も含む。）に着手できません。（内示時期6月頃）
- (3) 本事業は、原則として補助年度内に事業を完了する必要があります。
- (4) 基準額等は令和7年度に改定される可能性があります。
- (5) 本補助金と他の補助金を重複して交付を受けることはできません。
他の制度をよく御確認のうえ交付希望を提出してください。
- (6) 補助金の交付については、このほかにも様々な条件があります。詳しくは埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金交付要綱第8条を御覧ください。要綱は、埼玉県ホームページに掲載しています。
- (7) 別紙2の「Q&A」も御参照ください。

7 財産処分について

本補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物について財産処分を行う場合は、「埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金交付要綱」の第8条(5)により、事前に知事の承認を受けることとなっております。

補助の検討に際しましてはこちらも確認してください。

なお、財産処分申請については審査に時間を要しますので、検討段階で当課宛事前相談を行い、財産処分を行う3か月以上前に財産処分に係る承認申請を提出するようにしてください。

○厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/syouninkijun.pdf